

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により公告する。

令和8年9月4日 松山地方法務局筆界特定登記官

記

筆界特定手續の表示

手續番号 令和8年第1号
対象土地 松山市別府町167番3
 松山市別府町167番2

手續番号 令和8年第2号
対象土地 松山市別府町167番4
 松山市別府町167番2

手續番号 令和8年第3号
対象土地 松山市別府町167番4
 松山市別府町167番1